

関東地方整備局管内 工事事故事例 【令和元年度 9月期】



関東地方整備局
企画部 技術調査課

■工事事故発生状況

令和元年9月期(9/1～30)までに、関東地方整備局発注工事において**7件**の工事事故が発生。

	9月発生件数	累計件数
令和元年度 (暫定値)	7 件	24 件
平成30年度	2 件	25 件

本資料においては、発生した事故の一部の事例について、発生事象や発生原因、本来とるべきと考えられた行動、事故を受けて立案された再発防止策等を紹介しています。

令和元年9月期 工事事故発生事例

【事故事例①】ブレイカーが転倒し作業員がキャビンに閉じこめられた

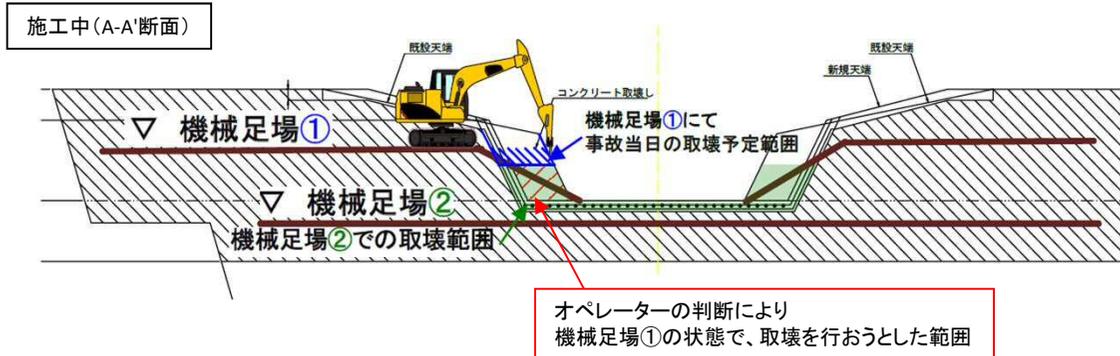
工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和元年9月3日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	----------	------	----

■事故概要

その他 - 工事関係者事故

- ・砂防堰堤の既設コンクリートの取壊作業をブレイカーにより、重機足場上から実施していた。
- ・作業の進捗に伴い、機械先端部(ブレイカーの矢)の範囲を確認するため、重機足場の法肩より前に出たところ、重機足場の法面を滑走し、バランスを崩して転倒したものの。
- ・オペレーターはキャビン前面と座席の間に挟まれたが怪我はなかった。

■事故発生状況



令和元年9月期 工事事故発生事例

【事故事例①】 ブレーカーが転倒し作業員がキャビンに閉じこめられた

発生要因

- **作業範囲や人員配置に関する作業手順の周知不足**
取り壊し作業の進捗に伴って、重機の作業半径を考慮し、重機足場の高さを下げる必要があったが、その手順が作成されていなかった。
 - **リスクの認識不足**
安全教育、始業前ミーティング、危険予知活動でのリスクの洗い出しが不足しており、誘導員の配置が無く、法肩の表示も無い状態で作業を実施していた。
- ◆本来ならば・・・
- ・ 重機作業範囲、機械足場位置、誘導員配置を作業手順書や図面等で明確に指示すべきであった。
 - ・ 作業に入る前に、作業箇所の危険箇所について共通認識を持ち、法肩の表示など安全対策を講じるべきであった。
- ↳ 関係法令等：土木工事安全施工技術指針 第2章 第10節 施工計画, 指揮命令系統の周知
土木工事安全施工技術指針 第4章 第1節 建設機械作業の一般的留意事項
土木工事安全施工技術指針 第4章 第2節 建設機械の運用

再発防止策

- **建設機械の作業範囲や人員配置を作業員に明示**
 - ・ 作業手順書は重機作業範囲や機械足場、誘導員の配置位置などを記載した図面を作成する。
 - ・ 建設機械の転倒・転落の危険度が高い箇所は、法肩から余裕のある位置にカラーコーン等で法肩表示を行う。
- **安全対策の周知徹底**
 - ・ 作業前日に作業手順の確認と安全指示及び遵守指導を行い、作業当日には前日指示・指導について、再度周知し、要点・急所の危険予知活動を行う。
- **建設機械の使用時の安全管理の徹底**
 - ・ 建設機械使用前にオペレーター・誘導員・作業主任者で機械足場を目視確認し、誘導員を配置して作業中の安全を確認しながら作業を行う。

令和元年9月期 工事事故発生事例

【事故事例②】 地質調査に伴うボーリング作業時に埋設管を損傷した事故

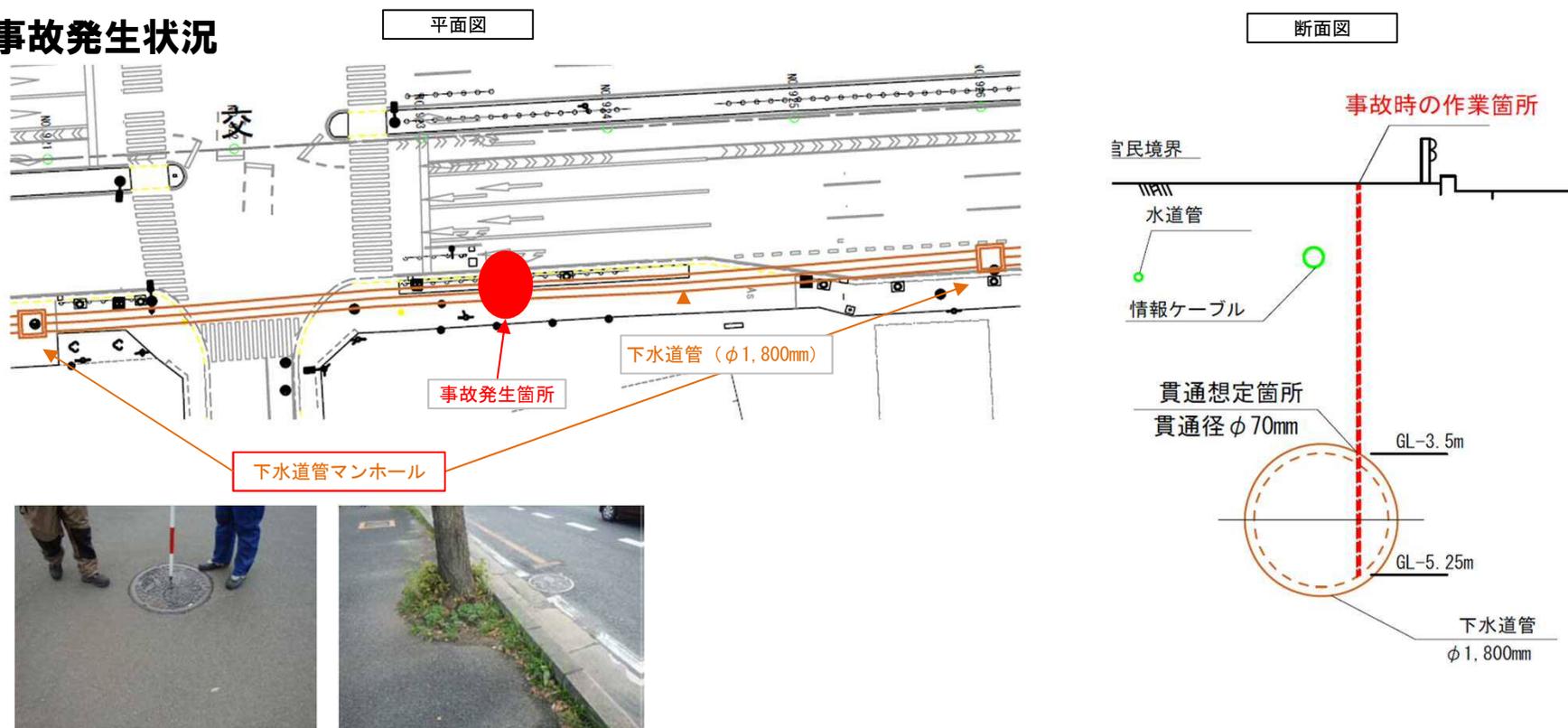
工事種別	地質調査業務	事故発生日	令和元年9月12日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	-----------	------	----

■事故概要

公衆損害 - 埋設物件損傷

- ・地質調査のため、ボーリング作業を実施している際、下水道管の上面を貫通させた。
- ・現地踏査時にマンホールがあることを確認していたが、チェックリストから漏れてしまったため、管理者への照会を失念した。
- ・事故直前に、元請けはオペレーターから異物があるとの報告を受けていたが、事前調査において当該箇所に埋設管は、無いものと判断していたため、少しずつ掘進するよう指示した。

■事故発生状況



令和元年9月期 工事事故発生事例

【事故事例②】 地質調査に伴うボーリング作業時に埋設管を損傷した事故

発生要因

- **埋設図面の入手不足**
埋設物について、発注者が管理する全ての図面の照会を実施していなかった。
また、現地踏査時に下水道のマンホールを確認していたが、踏査した際のチェックリストへの記載が漏れたため、管理者への照会を失念した。
 - **作業時の安全管理不足**
ボーリング作業中にオペレータから異物を確認したとの報告があったが、埋設物はないと思い込み、作業を継続した。
- ◆本来ならば・・・
- ・地質調査範囲の埋設物について台帳等により有無の確認を徹底するべきであった。
 - ・異物の報告された時点で、再度埋設物について確認をするべきであった。



関係法令等：土木工事安全施工技術指針 第3章 第1節地下埋設物一般
土木工事安全施工技術指針 第1章 第4節工事現場管理

再発防止策

- **埋設物確認の徹底**
 - ・管理者から全ての図面の提供を受け、それについて図面の精度が不十分である可能性や図面の記載漏れの可能性にも留意して、現地でマンホール・ハンドホール等を確認し、埋設物の重ね合わせ図を作成する。
 - ・確認した埋設物のチェックリストを作成し、ボーリング調査の地点については、図面が更新されている可能性を考慮し、埋設物管理者の立会を受ける。
- **ボーリング作業時の安全対策の強化**
 - ・ボーリング作業中に異物を確認した場合、一度作業を中止し、埋設物重ね合わせ図の確認や発注者への問い合わせを行う。